

## 他自治体の地域運営組織の要件

他の自治体の地域運営組織の要件として挙げられているものを分類すると以下のようになります。

### (1) 区域（地域性）

- ◆ 連区(地域の合意による複数の町内会で形成された区域)を単位。(愛知県一宮市)
- ◆ 区域(共同体意識の形成が可能な一定の地域)を定めていること。(三重県伊賀市)
- ◆ 一定のまとまりのある地域(兵庫県朝来市)
- ◆ 概ね小学校区を基準とした区域(滋賀県甲賀市)
- ◆ 共同体意識の形成が可能な一定の地域(おおむね市立小学校の通学区域をいう。)を単位。(奈良県奈良市)

### (2) 組織構成の設定（多様性）

- ◆ 別に掲げる団体を含めた複数の地域団体等により構成された広く当該連区を代表する団体。
- ◆ 多様な主体で構成。(兵庫県朝来市)
- ◆ 自治振興区域内の全ての区又は自治会が運営に参画していること(市長が認めた場合は満たしていなくてもよい)。(滋賀県甲賀市)
- ◆ 区域内に居住する者を構成員に含み、市に届出済の自治会の半数以上及び地区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織その他区域内で活動する団体が参加しており、地域を代表すると認められる組織であること。(奈良県奈良市)

### (3) 構成員の設定（開放性）

- ◆ 会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。(三重県伊賀市)
- ◆ 自治振興区域内に居住する住民によって構成される団体であって、当該区域内で事業を行う個人若しくは法人、通学者、通勤者又は当該区域内で活動する団体に対しても広く参加する途を開いていること。(滋賀県甲賀市)
- ◆ 区域に居住し、又は活動する市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のもので構成されていること。(奈良県奈良市)
- ◆ 自治会・町内会、学校関係者、NPOなどを構成員とし、その専門的知識や技術を活用し、地域課題の解決に努めるものとする。(新潟県新潟市)

### (4) 代表性／正統性

- ◆ |連区|団体。(愛知県一宮市)
- ◆ 別に掲げる団体を含めた複数の地域団体等により構成された広く当該連区を代表する団体。(愛知県一宮市)

- ◆ 一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。(三重県伊賀市)
- ◆ おおむね市立小学校の通学区域を区域とし、当該区域が他の協議会の区域と重複しないこと。(奈良県奈良市)
- ◆ 区域内に居住する者を構成員に含み、市に届出済の自治会の半数以上及び地区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織その他区域内で活動する団体が参加しており、地域を代表すると認められる組織であること。(奈良県奈良市)

## (5) 透明性

- ◆ 会則を定めていること。(愛知県一宮市)
- ◆ 事業計画書及び予算書を作成していること。(愛知県一宮市)
- ◆ 目的、名称、区域、事務所の所在地、会員の資格、代表者及び会議などを明記した規約を定めていること。(三重県伊賀市)
- ◆ 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他地域づくり組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。(三重県名張市)
- ◆ 組織及び運営に関する事項について、当該自治振興会の会則で定めている。(福井県越前市)
- ◆ 名称、事務所の所在地、総会の方法、代表者及び役員の選出方法及び役割、予算の編成並びに決算の調製及び報告、監査その他自治振興会を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。(滋賀県甲賀市)
- ◆ その運営の透明性及び公平性を図り、地域コミュニティの活動がより推進されるよう、以下のことを行うよう努めるものとする。
  - (1)協議会の運営に関する規約を定め、地域住民の意見が協議会の意思決定に反映されやすくすること。
  - (2)地域住民が地域コミュニティの活動に参加しやすいよう積極的な広報活動を行うこと。
  - (3)構成員等と情報を共有しながら、積極的に情報を発信すること。
  - (4)自らの活動を評価すること。(新潟県新潟市)

## (6) 民主性

- ◆ 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。(三重県伊賀市)
- ◆ 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他地域づくり組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。(三重県名張市)
- ◆ 会長その他の役員の選任方法及びその役割。(福井県越前市)
- ◆ 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。(兵庫県朝来市)
- ◆ 当該地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のものが一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織。

## (7) 計画性

- ◆ 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。(兵庫県朝来市)
- ◆ 区域の将来像、目標、基本方針等が明記された地域自治計画が策定されていること。(奈良県奈良市)

## (8) 自立性

- ◆ そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織。(三重県伊賀市)
- ◆ 自主財源の確保に努め、持続可能な運営を目指すこと。(新潟県新潟市)

### 【参考】他自治体の設置要綱等

#### (1)一宮市地域づくり協議会設置要綱(愛知県一宮市)

- ☞ 連区(地域の合意による複数の町内会で形成された区域)を単位。
- ☞ 別に掲げる団体を含めた複数の地域団体等により構成された広く当該連区を代表する団体。
- ☞ 会則を定めていること。
- ☞ 事業計画書及び予算書を作成していること。
- ☞ 設立総会が開催済みであること。
- ☞ 協議会を構成する団体等の名簿を備えていること。
- ☞ |連区|団体。

#### (2)伊賀市自治基本条例(三重県伊賀市)

- ☞ そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織。
- ☞ 一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。
- ☞ 区域(共同体意識の形成が可能な一定の地域)を定めていること。
- ☞ 会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。
- ☞ 組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。
- ☞ 目的、名称、区域、事務所の所在地、会員の資格、代表者及び会議などを明記した規約を定めていること。
- ☞ 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。

### (3)名張市地域づくり組織条例（三重県名張市）

- ☞ 一定のまとまりのある地域の住民により設置された一地域にひとつの包括的な自治組織。
- ☞ 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他地域づくり組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
- ☞ 地域づくり組織の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。
- ☞ 基礎的コミュニティ(区、自治会等)の代表者が、地域づくり組織の運営に参画していること。

### (4)越前市地域自治振興条例／施行規則（福井県越前市）

- ☞ 地区の市民等の意思が十分尊重された組織で構成。
- ☞ 組織及び運営に関する事項について、当該自治振興会の会則で定めている。
  - (1) 自治振興会の最高議決機能としての総会の設置。
  - (2) 会長その他の役員の選任方法及びその役割。
  - (3) 予算の編成並びに決算の調製及び報告。
  - (4) 上記のほか、基本的事項。
- ☞ 会則に定めるところにより、会長その他の役員を置くもの。

### (5)朝来市自治基本条例（兵庫県朝来市）

- ☞ 一定のまとまりのある地域。
- ☞ 多様な主体で構成。
- ☞ 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。
- ☞ 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。

### (6)甲賀市自治振興会等規則（滋賀県甲賀市）

- ☞ 概ね小学校区を基準とした区域(「自治振興区域」という。)
- ☞ 市民、各種団体等の参画により自主的に設立された住民の組織。
- ☞ 名称、事務所の所在地、総会の方法、代表者及び役員の選出方法及び役割、予算の編成並びに決算の調製及び報告、監査その他自治振興会を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
- ☞ 自治振興区域内に居住する住民によって構成される団体であって、当該区域内で事業を行う個人若しくは法人、通学者、通勤者又は当該区域内で活動する団体に対しても広く参加する途を開いていること。
- ☞ 自治振興区域内の全ての区又は自治会が運営に参画していること(市長が認めた場合は満たしていなくてもよい)。

#### (7)奈良市地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則（奈良県奈良市）

- ☞ 共同体意識の形成が可能な一定の地域（おおむね市立小学校の通学区域をいう。）を単位。
- ☞ 当該地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のものが一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織。
- ☞ おおむね市立小学校の通学区域を区域とし、当該区域が他の協議会の区域と重複しないこと。
- ☞ 区域内に居住する者を構成員に含み、市に届出済の自治会の半数以上及び地区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織その他区域内で活動する団体が参加しており、地域を代表すると認められる組織であること。
- ☞ 区域に居住し、又は活動する市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のもので構成されていること。
- ☞ 区域の住民の誰もが希望すれば協議会の活動に参加できること。
- ☞ 区域の将来像、目標、基本方針等が明記された地域自治計画が策定されていること。
- ☞ 政治的活動又は宗教的活動を行っていないこと。

#### (8)新潟市地域コミュニティ協議会に関する要綱（新潟県新潟市）

- ☞ 自治会・町内会、学校関係者、NPOなどを構成員とし、その専門的知識や技術を活用し、地域課題の解決に努めるものとする。
  - ☞ 地域住民及び団体等の活動や多様な意見を調整しながら、地域住民の交流を進め、地域課題の把握及び解決に取り組む主体となるよう努めるものとする。
  - ☞ 区自治協議会に地域の意見を届けるとともに、区自治協議会で議論された内容を構成員が共有できるよう努めるものとする。
  - ☞ その運営の透明性及び公平性を図り、地域コミュニティの活動がより推進されるよう、以下のことを行うよう努めるものとする。
- (1)協議会の運営に関する規約を定め、地域住民の意見が協議会の意思決定に反映されやすくすること。
  - (2)地域住民が地域コミュニティの活動に参加しやすいよう積極的な広報活動を行うこと。
  - (3)構成員等と情報を共有しながら、積極的に情報を発信すること。
  - (4)自らの活動を評価すること。
  - (5)自主財源の確保に努め、持続可能な運営を目指すこと。